

じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

じん肺法（昭和 35 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 4 条により、申請者から提出された胸部エックス線写真の像は第 1 型から第 4 型までに区分するものとしているが、その際の判定においては、平成 23 年 9 月 26 日基安労発 0926 第 1 号『「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月）フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて』に従い、「じん肺標準エックス線写真集」を用いて行うこととしている。

厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野労働安全衛生総合研究における芦澤和人らの「じん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究（平成 29 年～令和元年度）」報告書によると、じん肺診査を円滑に行う上で「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年）に写真の整理及び追加が望ましい症例があるという最新の知見が得られており、最新の科学的根拠に則り、「じん肺標準エックス線写真集」を改定する必要性が高まっている。

このため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、「じん肺標準エックス線写真集」の改定の必要性等を検討するものである。

2 検討項目

- (1) 「じん肺標準エックス線写真集」の改定について
- (2) その他

3 構成

- (1) 本検討会は、有識者、検討項目に係る関係者をもって構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会の参集者は、必要に応じて、追加することができる。
- (5) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、個人情報等、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。